

区分	労災保険	雇用保険
事業主と同居している親族 (続き)	<p>において、一般事務、又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立して労働関係が成立しているとして、労働基準法の「労働者」として取り扱います。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切、及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p>	<p>同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切、及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p> <p>③事業主と利益を一にする地位(役員等)にないこと。</p>
短時間就労者	<p>すべて対象労働者となります。</p>	<p>次の要件をすべて満たしていれば被保険者となります。</p> <p>①1週の所定労働時間が20時間以上であること。</p> <p>②別途定めた期間以上引続き雇用されることが見込まれること。</p> <p>③賃金や労働時間、その他の労働条件が就業規則、雇用契約書、雇入通知書等に明確に定められていること。</p>
出向労働者	<p>出向労働者が出向先事業組織に組入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて計算し出向先で対象労働者として適用してください。</p>	<p>出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。</p>
派遣労働者	<p>・派遣元・・・原則としてすべての労働者を対象労働者として適用してください。</p> <p>・派遣先・・・原則として手続の必要はありません。</p>	<p>・派遣元・・・次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。</p> <p>①1週の所定労働時間が20時間以上であること。</p> <p>②別途定めた期間以上引続き雇用されることが見込まれること。</p> <p>③賃金や労働時間、その他の労働条件が就業規則、雇用契約書、雇入通知書等に明確に定められていること。</p> <p>※雇用契約期間2ヶ月程度以上の派遣就業を1ヶ月程度以内の間隔で繰り返し行うこととなっている場合は、反復継続して派遣就業を行うものとして、被保険者となります。</p> <p>・派遣先・・・原則として手続の必要はありません。</p>
日雇労働者	<p>すべて対象労働者となります。</p>	<p>すべて被保険者となりますが、別途印紙保険料の納付が必要です。</p>

(注1) 平成22年1月より船員保険の職務上疾病部門は労災保険に統合されます。

(注2) 平成22年1月より船員保険の失業部門は雇用保険に統合されます。

(注3) 株主総会、取締役会の決議を実行し、又日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限(代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限)

(注4) 業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係。